

令和8年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「予算案」 30件</b>	
1	令和8年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和8年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和8年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和8年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和8年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
6	令和8年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
7	令和8年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
8	令和8年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
9	令和8年度秋田市学校給食費会計予算の件	
10	令和8年度秋田市工業団地開発事業会計予算の件	
11	令和8年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	令和8年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和8年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	令和8年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	令和8年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	令和8年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	令和8年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件	
19	令和7年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件	
20	令和7年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
21	令和7年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
22	令和7年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
23	令和7年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
24	令和7年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	

25	令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第3号)の件	○資料別紙
26	令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)の件	
27	令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)の件	
28	令和7年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)の件	
29	令和7年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)の件	
30	令和7年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	
<b>「 条 例 案 」 30件</b>		
31	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を設定する件	<p>○設定理由</p> <p>条例で定める手続における情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴い、指定管理者が行う利用料金に係る掲示の方法を改めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>次に掲げる条例について、指定管理者は、利用料金を施設における掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(1) 秋田市都市公園条例</p> <p>(2) 秋田市太平山スキー場条例</p> <p>(3) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例</p> <p>(4) 秋田市勤労者体育センター条例</p> <p>(5) 秋田港振興センター条例</p> <p>(6) 秋田市勤労者総合福祉センター条例</p> <p>(7) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例</p> <p>(8) 秋田市雄和観光交流館条例</p>

		<p>(9) 秋田市雄和観光花き栽培園条例  (10) 秋田市雄和里の家条例  (11) 秋田市雄和観光農産物加工所条例  (12) 秋田市雄和ふるさと温泉条例  (13) 秋田市雄和コテージ条例  (14) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例  (15) 秋田市リフレッシュガーデン条例  (16) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例  (17) 秋田市農山村地域活性化センター条例  (18) あきた芸術劇場条例  (19) 秋田市ポートタワー条例  (20) 秋田市にぎわい交流館条例  (21) 秋田市文化創造館条例  (22) 秋田市旧松倉家住宅条例</p> <p>○施行期日  令和8年4月1日から</p>
32	秋田市行政手続条例の一部を改正する件	<p>○改正理由  聴聞の通知に係る公示の方法を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  1 公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等とする。  2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等  令和8年5月21日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
33	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>○改正理由  危険鳥獣捕獲等作業手当の支給について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  職員が危険鳥獣の捕獲等に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した場合は、危険鳥獣捕獲等作業手当を支給する</p>

<p>34 秋田市職員等の旅費に関する条例 および秋田市消防団員の報酬及び 費用弁償額並びにその支給方法条 例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）：令和6年5月15日公布、令和7年4月1日施行</li> <li>・国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）：令和6年9月26日公布、令和7年4月1日施行</li> <li>・国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）：令和6年12月20日公布、令和7年4月1日施行</li> </ul>	<p>こととする。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。令和7年9月1日から適用する。</p> <p>○改正理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年法律第22号）等に準じ、市が支給する旅費の種目および内容について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算することとする。</li> <li>2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費とする。</li> <li>3 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならないこと等とする。</li> <li>4 消防団員が職務のため旅行するときの費用弁償額は、一般職の職員に支給する旅費の額に準じることとする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和8年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>35 秋田市市税条例の一部を改正する 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）：令和5年3月31日公布、一部を除き公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の一部の施行に伴い、公示送達の方法を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧するこ</li> </ol>

とができる状態に置く措置をとること等とする。

2 その他規定を整備する。

○施行期日等

規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

36 秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する件

○改正理由

雄和ふるさと温泉の利用料金を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

利用料金の限度額を次のように改める。

施設の名称	利用料金（限度額）				
	区分		単位	改正後	現行
個室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	11,500円	5,452円
		小学生以下		7,770円	3,685円
	休憩利用		1室につき	7,213円	4,809円
大広間	休憩利用	一般	1人につき	600円	400円
		小学生以下		364円	243円
浴室	一般		1人1回につき	750円	500円
	小学生以下			375円	250円
家族風呂			1回につき	1,201円	801円

備考

(1) 浴室の利用に係る回数券は、11回利用券にあつては一般7,500円、小学生以下3,750円とし、23回利用券にあつては一般15,000円、小学生以下7,500円とし、35回利用券にあつては一般22,500円、小学生以下11,250円とする。

(2) 個室の休憩利用の利用時間を延長する場合における延長時間に係る利用料金の限度額は、1時間につき1,201円とする。

(3) 個室の冷暖房設備の利用に係る利用料金の限度額は、宿泊利用にあつては1人につき487円、休憩利用にあつては1室につき801円とする。

○施行期日等

規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

37 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する件

○廃止理由

雄和地区北部コミュニティ施設を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの

○施行期日

令和8年4月1日から

38	秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和農林漁家婦人活動促進施設を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
39	秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和山村交流センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
40	秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和左手子交流センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
41	秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例を設定する件	<p>○設定理由 老人いこいの家を廃止すること等とするため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 八橋老人いこいの家および大森山老人と子どもの家を廃止する。</li> <li>2 飯島老人いこいの家を廃止する。</li> <li>3 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日</p> <p>1 および3は、令和8年4月1日から。 2は、令和10年4月1日から</p>
42	秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和ふれあいプラザを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
43	<p>秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関</p>	<p>○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改</p>

	<p>する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）：令和5年6月9日公布、一部を除き令和6年5月27日施行</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）：令和6年5月24日公布、令和6年5月27日施行</p> <p>正（令和5年法律第48号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が独自に個人番号を利用することができる事務から、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を削る。</li> <li>2 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について利用することができる特定個人情報から、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報等を削ること等とする。</li> </ol> <p>○施行期日</p> <p>令和8年4月1日から</p>
<p>44 秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）：令和7年5月21日公布、一部を除き令和8年5月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（令和7年法律第37号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>令和8年5月1日から</p>
<p>45 秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を設定する件</p> <p>・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）：令和6年6月12日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p> <p>・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）：令和7年11月13日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p>	<p>○設定理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）等に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないこと等とする。</li> </ol>

		<p>2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p> <p>○改正理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第96号）に伴い、特例保育を行う事業所における設備および運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所に係る設備および職員に関する基準は適用しないこととする。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
46	<p>秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）：令和7年11月14日公布、令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第96号）に伴い、特例保育を行う事業所における設備および運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所に係る設備および職員に関する基準は適用しないこととする。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
47	<p>秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）：令和6年6月12日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）に伴い、乳児等のための支援給付における報告等に係る過料について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 正当な理由なしに、乳児等のための支援給付における報告をしなかった場合等は、過料に処することとする。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
48	<p>秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料を引き下げのため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の額を、指定袋1枚につき、次のように引き</p>

下げる。

単位	改正後	現行
容量が10リットル相当の指定袋	4円	10円
容量が20リットル相当の指定袋	8円	20円
容量が30リットル相当の指定袋	12円	30円
容量が45リットル相当の指定袋	18円	45円

○施行期日等

令和8年7月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

49 秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する件

○廃止理由

新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの

○施行期日

令和8年4月1日から

50 秋田市商工業振興条例の一部を改正する件

○改正理由

環境整備助成金を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 環境整備助成金を廃止する。
- 2 その他規定を整備する。

○施行期日

令和9年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

51 秋田市特別会計条例の一部を改正する件

○改正理由

北部地区再生可能エネルギー工業団地整備事業の実施に伴い、新たに工業団地開発事業会計を設置するため、改正しようとするもの

○改正要旨

新たに工業団地開発事業会計を設置する。

○施行期日

令和8年4月1日から

52	秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 火入れの中止に係る要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 火入者および火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合等は、火入れを行ってはならないこと等とする。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
53	<p>秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件</p> <p>・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）：令和7年6月18日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p> <p>・卸売市場法施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第42号）：令和7年9月18日公布、令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 卸売市場法の一部改正（令和7年法律第69号）等に伴い、開設者による指定飲食料品等の公表について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に規定する指定飲食料品等について、インターネットの利用等により公表することとする。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>
54	<p>秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・道路法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第444号）：令和7年12月26日公布、令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 占用料の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 占用料の額を改定する。</p> <p>○施行期日等 令和8年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
55	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 千秋公園大手門通り有料駐車場の使用料を定めること等とするため、改正しようとするもの</p>

		<p>するもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 千秋公園大手門通り有料駐車場の使用料を定める。</li> <li>2 千秋公園有料駐車場の名称を千秋公園大坂有料駐車場に改める。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
56	秋田市火災予防条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>新たに簡易サウナ設備を設置する際の位置に関する基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準について規定する。</li> <li>2 火を使用する設備等として設置の届出をしなければならない設備に簡易サウナ設備を加える。</li> <li>3 市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅用防災機器、感震ブレーカー等の普及の促進に努めることとする。</li> <li>4 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日</p> <p>令和8年3月31日から</p>
57	秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>消防団員の定員を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>消防団員の定員を2,100人から1,700人に改める。</p> <p>○施行期日</p> <p>令和8年4月1日から</p>
58	秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>災害等の場合における他の水道事業者等による給水装置工事の施行について定めるとともに、規定を整備するため、改正しよ</p>

		<p>うとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 災害その他非常の場合において、市長又は管理者が、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、これらの者に給水装置工事を施行させることができること等とする。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
59	秋田市下水道条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>災害等の場合における他の公共下水道管理者の指定等を受けた者による排水設備等の新設等の工事の施行について定めること等とするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者の指定等を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定等を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせることができることとする。</p> <p>2 指定排水設備工事業者の指定の基準について、工事責任技術者を1人以上選任している者であること等とする。</p> <p>3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、2は、令和8年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
60	秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>災害等の場合における他の公共下水道管理者の指定等を受けた者による排水設備等の新設等の工事の施行について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

するもの

○改正要旨

次に掲げる条例について、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者の指定等を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定等を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせることができることとするとともに、規定を整備する。

(1) 秋田市農業集落排水施設条例

(2) 秋田市地域下水道条例

(3) 秋田市個別排水処理施設条例

○施行期日

公布の日から

## 「単行案」 19件

61 秋田市行政の基本構想を策定する件

○秋田市行政の基本構想を策定しようとするもの

1 名称

秋田市『プラスの循環』プラン（第15次秋田市総合計画）

2 基本理念

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を高め、心豊かな暮らしを次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの毎日が輝いていなければなりません。

年齢や性別などを問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」

にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」

四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「くらし」

本市では、前計画の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、市と市民が協力しあいながら、その実現に取り組んできました。こうしたこれまでの取組を土台としながら、さらなる発展につなげていくためには、自分らしい生き方や可能性の追求、新しいことへの挑戦をためらわない環境やそれを後押しする気運が大切であり、それぞれの個性や価値観を互いに尊重し、共感しあう社会を築くことが求められます。

共感とは、多様性と寛容性から生まれ、誰にとっても心地よい暮らしと、個性や能力を発揮できる居場所や仲間をつくります。人と人が交わり、活動や体験を共有し、喜びをわかちあうことを通じて、新たな価値を共に創造する共創へとつながります。

共創とは、日々の変化や明日への期待、まちへの愛着をもたらし、一人ひと

りがいきいきと暮らし、このまちを次の世代に引き継いでいくための原動力となります。

市と市民、市民と市民の対話を大切にしながら、共感と共創を通じて、人・まち・くらしがいたるところで響きあい、心を躍らせ、輝きあう毎日の実現を目指していくこととし、基本理念を次のように定めます。

“響きあう 心躍る 人・まち・くらし”

～ 共感と共創で輝く秋田市へ ～

### 3 将来都市像

- (1) 豊かで活力に満ちたまち
- (2) 多様な主体でつくる元気なまち
- (3) 人と文化をはぐくむ誇れるまち
- (4) 健康で安全安心に暮らせるまち
- (5) 緑あふれる持続可能なまち

### 4 プラスの循環戦略

- 戦略1 地域産業の活力を高め、働きがいのあるしごとの場をつくる  
戦略2 まちの魅力を高め、秋田市への新しいひとの流れをつくる  
戦略3 こども・若者の希望が叶うまちをつくる  
戦略4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる  
戦略5 災害に強く、安全安心で持続可能なまちをつくる

### 5 計画期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

※提出根拠条例：地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例

62 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 令和8年1月9日 ・補正額 600,000千円 ・補正後の一般会計予算額 152,603,121千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 1,800,000千円 ・専決処分した理由 除排雪作業の増加に伴う経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
63 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分に	○衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の施行に要す

	について承認を求める件	<p>る経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分年月日 令和8年1月20日</li> <li>・補正額 136,026千円</li> <li>・補正後の一般会計予算額 152,739,147千円</li> <li>・専決処分した理由 令和8年1月23日に衆議院が解散し、同年2月8日施行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
64	令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分年月日 令和8年1月28日</li> <li>・補正額 600,000千円</li> <li>・補正後の一般会計予算額 153,339,147千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 2,400,000千円</li> <li>・専決処分した理由 除排雪作業の増加に伴う経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
65	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件	<p>○令和8年3月31日に男鹿地区消防一部事務組合および湖東地区行政一部事務組合が解散すること等に伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第290条</p>
66	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和8年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</li> <li>・ 契約金額 10,752,500円を上限とする額</li> <li>・ 契約の相手 越山薫(資格:公認会計士)</li> </ul> <p>※提出根拠法:地方自治法第252条の36第1項</p>
67	秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件	<p>○河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 河辺地域振興株式会社</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
68	秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○北部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 北部地域住民自治協議会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
69	秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
70	秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 金足地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>

71	秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 河辺の郷自治協議会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
72	秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
73	秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 雄和市民協議会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
74	秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・ 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
75	秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 桜地区コミュニティセンター管理運営</li> </ul>

		委員会
		・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
76	秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○中央市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 中央地域づくり協議会 ・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
77	秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
78	秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件	○河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・指定の期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
79	古川排水機場本体整備工事請負契約の変更契約を締結する件	○古川排水機場本体整備工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの
	・議決年月日等	令和5年9月28日（議案第118号） 令和7年5月15日（専決第28号）
	・工事場所	秋田市四ツ小屋字中山地内
	・変更事項	契約金額「976,248,900円」を「1,005,164,600円」に変更するもの
	・契約先	伊藤工業・英明・加藤建設特定建設工事共同企業体

- ・変更理由 週休二日制モデル工事である本工事において、4週8休以上の取得実績を確認できたことから、労務費等の経費を増額補正することなどによる。

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

**「追加提案」**

**「人事案」 3件**

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <p>80 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p> | <p>○人権擁護委員阿部英子氏の任期満了（令和8年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| <p>81 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p> | <p>○人権擁護委員那須誠子氏の任期満了（令和8年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p> |
| <p>82 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p> | <p>○人権擁護委員関優子氏の任期満了（令和8年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>  |